

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 内 閣 府 ）

制 度 名	沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置（延長）		
税 目	酒税		
要 望 の 内 容	<p>沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の適用期限を5年間延長（平成29年5月14日まで）する。</p> <p>&lt;軽減内容&gt;                      ①復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が                      ②県内にある製造場で製造し                      ③県内に出荷する酒類について、酒税を軽減する。</p> <p>&lt;軽減割合&gt;                      ・泡盛：35%軽減                      ・その他（ビール等）：20%軽減</p>		
容	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	-	百 万 円 （- 百 万 円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>沖縄県内の一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して税負担を軽減する。</p> <p>①県内酒類製造業の育成・保護（経営基盤の強化など） ②酒類製造業及び関連産業の振興を通じた沖縄経済の振興</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>県産酒類製造業は、製造業の少ない沖縄にあって沖縄を代表する産業であり、離島を含めた県内各地域に所在し、各地域の産業経済の安定や雇用の確保など沖縄経済の発展・振興に寄与している。</p> <p>これまで本軽減措置を通じ、酒類製造業者の経営の安定が図られ、商品の品質改良、設備投資及び販売促進など経営の近代化が進められてきたところである。また、消費の観点からは低価格での県産酒類の提供を通じて、県民生活を支援するとともに、県産酒類の消費拡大により、酒類関連産業や観光産業等への経済波及効果など、沖縄経済の振興に貢献してきたところである。</p> <p>昨今の酒類製造業を取り巻く状況は、長期化する景気低迷による飲酒機会の減少、若年層のアルコール離れ等による国内酒類市場の縮小傾向に加えて、消費者の低価格志向や嗜好の多様化による市場競争の激化などにより、一段と厳しいものとなっている。県産酒類製造業は、沖縄県内の各地域に所在する代表的なモノづくり産業として、地域における産業経済や雇用に影響を及ぼすことから、引き続き、本軽減措置を通じて酒類製造業者の企業経営の安定を図る必要がある。</p> <p>また、県内酒類業界においては、県産酒類の更なる販売拡大を図るため、業界が一丸となって、県外・海外市場への進出に向けた取組を一層強化・促進することとしており、これにより沖縄経済振興の一翼を担う移出産業へと成長し、さらには、県内各産業の県外・海外進出を牽引する役割を担うなど沖縄振興に貢献することとしている。</p> <p>さらに、県産果実などの地域資源を活用したリキュール等の飲料の開発・製造・販売、県内大学等の研究機関と連携した酒類製造技術や副産物活用に関する研究・開発の実施、缶等の容器製造事業創出など関連産業の裾野拡大などにより、沖縄経済の振興を一層図ることとしている。</p> <p>このようなことから、本軽減措置を継続することを通じて、事業者の財務の強化を図り、自立的な経営基盤が確立されるとともに、新たな事業展開等を通じた沖縄振興への貢献に向けた取組が軌道に乗るまでの間、本軽減措置の延長が必要である。</p>		
	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 120 号）第 80 条</li> <li>・ 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 151 号）第 72 条</li> </ul>
		政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内各地域の経済振興を担う酒類製造業者の経営基盤の安定</li> <li>・ 酒類製造業の移出産業への発展等を通じた沖縄経済の振興</li> </ul>
		租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	<p>平成 29 年 5 月 14 日までの 5 年間</p> <hr/> <p>上記達成目標に同じ</p>
今回の要望に関連する事項			

	政策目標の達成状況	<p>泡盛製造業者全体の営業利益は、酒税軽減措置の軽減額を下回っており、依然として厳しい状況にある。</p> <p>なお、移出産業への発展等に係る県外出荷数量（平成 22 年度）は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泡盛県外出荷数量 : 3,461kℓ（総出荷数量の 15.2%）</li> <li>・ビール県外出荷数量 : 5,977kℓ（総出荷数量の 11.1%）</li> </ul>										
有効性	要望の措置の適用見込み	現在、50 事業者が適用を受けており、県内課税数量の 9 割以上が適用対象となっている。										
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本軽減措置により経営基盤の安定・強化等が図られるとともに、泡盛業界においては、泡盛の戦略商品である古酒づくり、県外・海外に向けた販売戦略の構築・販促活動や共同貯蔵・共同瓶詰などの事業のための施設整備を開始しており、ビール事業者においては、沖縄本島北部におけるビール園の開設など新たな観光資源の開発のほか、県外・海外展開に向けた調査・準備に着手している。										
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本措置と同一の目的及び対象を要件とする税制措置はない。										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置は要求していない。										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は要求していない。										
	要望の措置の妥当性	製造業が少なく、多くの離島を抱える沖縄において、離島を含めた県内各地域に所在する酒類製造業を支援することで地域経済の活性化・雇用の確保に貢献しており、本措置による軽減措置の対象も沖縄県内に出荷するものに限るなど必要最小限に止めていること等から妥当なものとなっている。										
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○酒税の軽減額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3,825</td> <td style="text-align: center;">3,829</td> <td style="text-align: center;">3,610</td> <td style="text-align: center;">3,573</td> <td style="text-align: center;">3,468</td> </tr> </tbody> </table>	H18	H19	H20	H21	H22	3,825	3,829	3,610	3,573	3,468
	H18	H19	H20	H21	H22							
3,825	3,829	3,610	3,573	3,468								
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>① 出荷数量等の推移</p> <p>泡盛の出荷数量は、昭和 51 年度の 8,762kℓから平成 22 年度には 22,766kℓ (2.6 倍) に増加、ビール類の出荷数量は昭和 47 年度の 23,606kℓから平成 22 年度には 53,702kℓ (2.3 倍) に増加している。なお、県外出荷比率についても 22 年度には泡盛は 15.2%、ビール類は 11.1%を占めるまでに至っている。</p>											

	<p>② 沖縄県経済への波及効果 平成 21 年度における泡盛の売上高 193 億円による生産誘発額は 297 億円、経済波及効果は 1.54 倍、就業者誘発数は 2,252 人である。ビール類売上高 206 億円による生産誘発額は 275 億円、経済波及効果は 1.34 倍、就業者誘発数は 1,936 人である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>沖縄の一般消費者の生活や産業経済に及ぼす影響を考慮して税負担を軽減するとともに、県内酒類製造業及び地域産業の安定を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>沖縄の酒類製造業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、営業利益は、酒税軽減措置の軽減額を下回っている。 沖縄は、全国一低い県民所得（全国平均の約 7 割）や高い失業率（7.8%）などに端的に示されるように様々な特殊事情を抱えており、沖縄の社会経済情勢等を考慮する必要な状況にある。 本措置による酒類製造業の振興を通じた沖縄振興への貢献については、ようやくその緒に就いたところであり、本措置による支援の継続により、平成 24 年度からの新たな沖縄振興施策とあいまって大きな効果を発揮することとなる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>沖縄の復帰に伴い昭和 47 年に本軽減措置が創設されて以降、5 年ごとの昭和 52 年度、57 年度、62 年度、平成 4 年度、9 年度、14 年度、19 年度の 7 回にわたり適用期限の延長が行われている。</p>